## あっせんの申立て事案の概要とその結果 (2025 年度第 2 四半期) 外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	2024 年度(あ)第 54 号
尹 未 钳 万	
申立ての概要	説明不十分によるデリバティブ内包型預金の解約清算金の負担なしでの解約   
	要求
申立人の属性	法人
	・ 当法人がB銀行との間で契約したデリバティブ内包型預金について、解約
	清算金の負担なしでの解約及び預入額全額の返金を求める。
	・ 当法人がB銀行との間で契約を締結した本件商品は超長期の預金であり、
	当法人が中途解約する場合には解約清算金により元本を毀損するリスクがあ
申立人(A法人)	ったため、当法人においてこのような契約を締結する場合には、理事会の承
の申立内容	認が必要であった。しかし、B銀行の説明が不適切であったため、理事会承
	認を得ないまま契約が締結されてしまった。
	・ 本件商品の下限金利は、本件商品の契約締結当時の定期預金の金利水
	準と同等かそれ以下であり、当法人においてこのような低い金利水準で長期
	間にわたり資金を塩漬けにする必要性はなかった。
	<ul><li>A法人は、マイナス金利政策が続く状況下において、少しでも有利な運用を</li></ul>
	   求めて本件商品を契約したのであり、本件商品はA法人の意向に沿ったもの
	であった。
	・ 当行は、本件商品の商品性やリスクを具体的に説明しており、A法人は、こ
相 手 方 銀 行 (B銀行)の見解	れらを理解した上で、本件商品を契約したものと認識している。
	・ A法人は、本件商品の契約以前に、類似のデリバティブ内包型預金の取引
	経験があった。
	・ 当行は、本件商品の契約に際し、A法人において決裁権限のある代表者に
	よる承認がされたことを確認している。
	【申立て受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、A法人の申立てを「適格性あり」として受理し、2025 年7
あっせん	月8日、A法人とB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち
	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
	<i>₩</i> , <i>∀</i>

<sup>(</sup>注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現 に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	2025 年度(あ)第 28 号
申立ての概要	説明不十分を理由とした中途解約時における定期預金の中途解約金の免除
	及び提示金利による利息支払要求
申立人の属性	個人(40 歳台)
申立人(Aさん) の 申 出 内 容	・ 私がB銀行において保有する仕組預金について、中途解約金の支払なしで
	の中途解約並びに元本及び提示金利による預入日からの利息をもって返還
	することを求める。
	・ 私は、B銀行が提供する仕組預金を購入したが、事情があり本件預金の中
	途解約を申し出たところ、B銀行から、本件預金は原則として中途解約ができ
	ず、やむを得ず中途解約する場合には所定の中途解約金が発生し、元本割
	れするとの説明を受けた。
	・ 本件預金の契約時に、私は、B銀行から、本件預金に関する中途解約不
	可・元本割れ・損害金発生・デリバティブ組込等の重大なリスクについて一切
	説明されておらず、これは、消費者契約法における「重要事項の不告知」に該
	当する。
相 手 方 銀 行 (B銀行)の見解	・ 当行は、当行のウェブサイト上の本件預金の商品ページにおいて、本件預
	金が原則中途解約不可であること、中途解約を行う場合に損害金が発生して
	元本割れとなること、具体的な損害金の内容、本件預金にはデリバティブを組
	み込んでいること等を記載している。
	・ また、本件預金に係る契約の締結に際しては、これらの事項を記載した契約
	締結前交付書面、並びに契約締結時交付書面をインターネットにより交付し
	ており、Aさんは本件預金に関するリスクを認識していたはずである。
あっせん手続の結果	【申立て不受理】
	・ あっせん委員会は、B銀行のウェブサイト上の本件預金の商品ページの記
	載内容、本件預金に係る契約の締結に際しての書面の交付状況を踏まえる
	と、B銀行が本件預金の中途解約を原則として認めず、やむを得ず中途解約
	を認める場合でも解約までの経過利息が受け取れないだけではなく、元本割
	れする可能性があるとの取扱いとすることはB銀行の取引方針に係わる事項
	であり、本件申立ては、業務規程 27 条(紛争解決手続を行わない場合)の1
	項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事
	項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合) 
	に該当すると判断し、「適格性なし」として 2025 年9月 22 日付けであっせん手
	続を終了した。

以上